

(様式第1号)

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	(株) 平林金物店				
所 在 地	長野県長野市中御所5丁目4番2号				
入札参加停止 の期間	令和7年7月2日 から 令和7年9月1日まで（2か月）				
事実概要	<p>対象会社は、長野建設事務所発注の「令和7年度 舗装補修用アスファルト合材の単価契約」において、契約仕様書に基づく4月30日付けの納入指示に対し、5月27日付け催告書における納入期限の6月6日を過ぎても納入がなされず、確認したところ、材料メーカーとの契約の見込みがなく材料の確保見込みが立たないことから、指示された履行期限内の納入を行うことができないことが明らかと認められた。</p> <p>このことは、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められる。</p>				
理 由	物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第1—1第4号（契約不履行等）に該当し、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められる。				
備 考	<p>【入札参加停止措置要領別表第1—1第4号】</p> <table border="1"><tr><td style="text-align: center;">契約不履行等</td><td>4 その他正当な理由がなく県との物品購入等の契約を履行しないときで、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき</td><td style="text-align: center;">当該認定をした日から 1か月以上 12か月以内</td></tr></table>		契約不履行等	4 その他正当な理由がなく県との物品購入等の契約を履行しないときで、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から 1か月以上 12か月以内
契約不履行等	4 その他正当な理由がなく県との物品購入等の契約を履行しないときで、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から 1か月以上 12か月以内			